

令和 2年10月 8日

保護者様

大阪市立美津島中学校
校長 三島 隆夫

非常災害時の措置について

台風、地震等の災害発生時における臨時休業措置等について、次のような措置を取りますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に示した態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業とします。

- ア. 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ. 所在する区のいずれかの地域において（大阪市「危機管理室」が発令する）河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等は避難）」「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。
- ウ. 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ. 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※ 生徒が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等は発生した場合は、生徒の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を指導し下校させます。ただし、安全が確認されない場合（警戒レベル4の対象区域になっている場合を含む）には、安全が確認されるまで生徒を下校させず、校内にて生徒の安全確保に努め、待機・避難させます。